

令和5年度周南市木造住宅耐震診断員派遣事業募集要領

周南市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第13条に基づき、木造住宅耐震診断員派遣事業実施について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、実施要綱の定めるところによる。

1. 募集方法

周南市木造住宅耐震診断員派遣事業の募集は、市広報（5/1号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2. 募集期間

募集期間は、令和5年5月9日（火）から令和5年9月8日（金）までとする。

但し、募集戸数に達した場合は、その時点で募集を締め切る。

3. 募集戸数

15戸

4. 申込者が周南市長宛に提出する書類の提出先

住宅課窓口（郵送、FAX、メール等不可）

5. 実施要綱に規定する特段の事情

実施要綱第6条第1項に規定する特段の事情により所有者が実施できない場合とは、所有者が病気、高齢である場合等をいう。この場合、申込みをしようとする者は、周南市木造住宅耐震診断員派遣事業に係る理由書（別記募集要領様式第1号）を別記第1号様式と併せて市長に提出するものとする。

6. 希望する耐震診断員の申し出

申込者は、「山口県木造住宅耐震診断員名簿（山口県作成）」に登録されている者から、派遣される耐震診断員を希望することができる。この場合、別記第1号様式にその旨を記載するものとする。

7. 添付書類

別記第1号様式に添付する書類は、次のとおりとする。

（ア）対象住宅の所有者及び建築時期の分かる書類（建築確認済証、登記事項証明書、固定資産課税明細書等）

（イ）滞納の無いことの証明書（周南市税）

（ウ）付近見取図

8. 実施要綱様式

別記第5・10～13号様式は、押印廃止。別記第1号様式について、誓約事項以外は押印廃止。
誓約事項は署名でも可。